

販売事業者さま・顧客各位さま

消防法が改正されます

消防庁次長通知 消防危第249号(令和5年9月19日) 告示第68条の4関係

従来、ガソリン携行缶は金属製と限定されていましたが、消防法の改正により令和6年3月1日から一部のプラスチック製容器についても消防法適合の運搬容器として認められることとなりました

【新たに認められるプラスチック製容器について】

①容器にUN表示及び容器記号3H1が記されていること。



②容積(容量)が10リットル以内であること。
(10リットルを超えるプラスチック製携行缶も市販されていますが、それらは消防法違反となりますので注意が必要です。)

③当該容器は製造日から5年以内のもの。
(製造日から5年を経過したものは危険物運搬容器として認められません。)

ガソリン用プラスチック製運搬容器の概要を図1-8に示す。

なお、ガソリン用プラスチック製運搬容器の最大容積は、危規則別表第3の2により10リットル(プラスチック容器・危険等級Ⅱ)とされている。(表1-1参照)

○ 運搬容器の概要 (A社製)

内容量 : 5リットル、10リットル
材質 : 高密度ポリエチレン
収納油種 : ガソリン (第四類第一石油類、危険等級Ⅱ)
製造国 : カナダ
UN表示 : 有 (3H1、プラスチックジェリカン (天板固着式))



○ 運搬容器の概要 (B社製)

内容量 : 5リットル
材質 : 高密度ポリエチレン
収納油種 : ガソリン (第四類第一石油類、危険等級Ⅱ)
製造国 : 中華民国
UN表示 : 有 (3H1、プラスチックジェリカン (天板固着式))



図1-8 ガソリン用プラスチック製運搬容器の概要

[お問い合わせ先]

士別地方消防事務組合消防本部・消防署・支署